

## 第2章 景観色彩の基礎知識

### 1 マンセル表色系

私たちは一般に色彩を、赤や青、黄などの色名で表現します。しかし、色名による表現は捉え方に個人差があり、一つの色を正確かつ客観的に表すことはできません。このため、景観計画では、色彩を客観的に表す尺度として、日本工業規格に採用され、国際的にも広く用いられている「マンセル表色系」を用いています。「マンセル表色系」は、1905年にアメリカの画家アルバート・マンセルによって考案された色彩の表示伝達方法で、ひとつの色彩を「色相」、「明度」、「彩度」という3つの尺度の組み合わせによって表現します。

#### 色相（しきそう）…色あいの違い

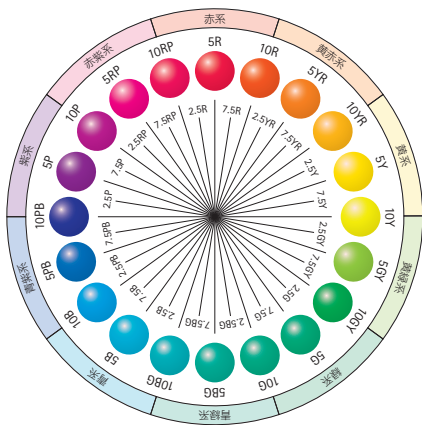
色相は、色あいの違いを表します。10種の基本色（赤、黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫）の頭文字をとったアルファベット（R、YR、Y、GY、G、BG、B、PB、P、RP）とその度合いを示す0から10までの数字を組み合わせ、10Rや5Yなどのように表記します。また、10RPは0R、10Rは0YRと同意です。このうち、本ガイドラインでもよく用いている「暖色系」とはR、YR、Yの3色相に属する色彩を指します。

#### 明度（めいど）…明るさの度合い

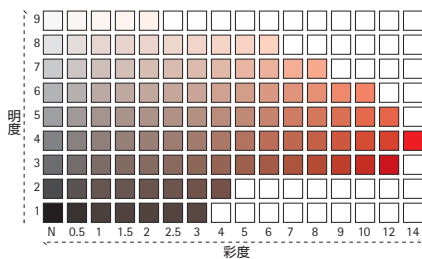
明度は、明るさを0から10までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなり10に近くなります。実際には、最も明るい白で明度9.5程度、最も暗い黒で明度1.0程度です。

#### 彩度（さいど）…鮮やかさの度合い

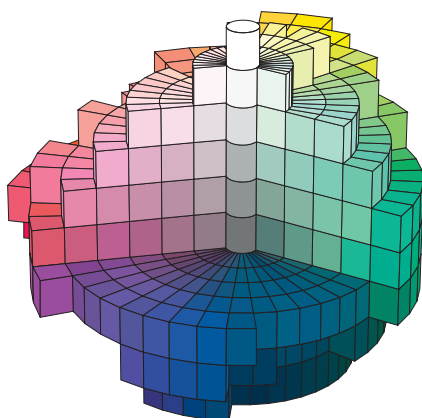
彩度は、鮮やかさを0から14程度までの数値で表します。色味のない鈍い色ほど数値が小さく、白、黒、グレーなどの無彩色の彩度は0になります。逆に鮮やかな色彩ほど数値が大きくなり赤の原色の彩度は14程度です。最も鮮やかな色彩の彩度値は色相によって異なり、赤や橙などは14程度、青緑や青などは8程度です。



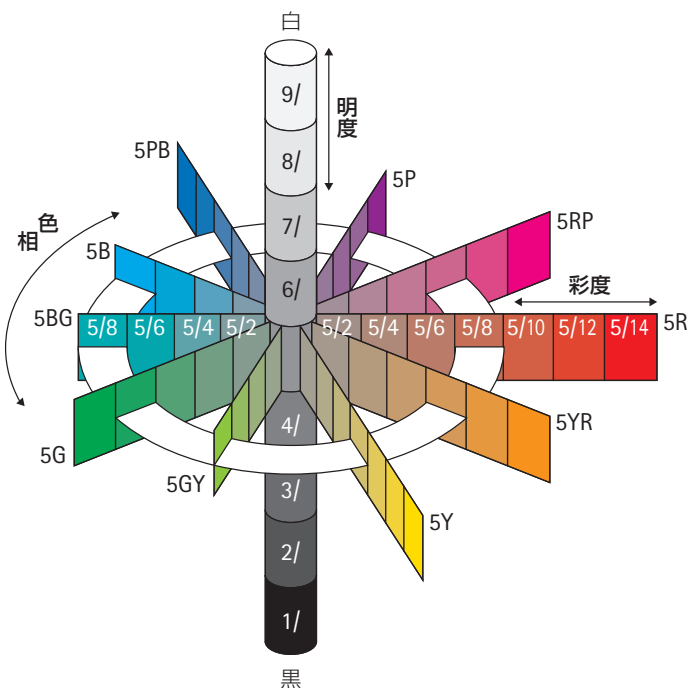
マンセル色相環



色彩の明度と彩度（色相 5R の場合）



マンセル色立体の断面



マンセル色立体の構造

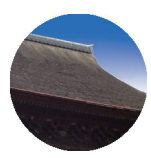
マンセル値

マンセル値は、これら3つの属性を組み合わせて表記する記号です。有彩色は、色相、明度/彩度を組み合わせて表記し、無彩色は、ニュートラルを表すNと明度を組み合わせて表記します。

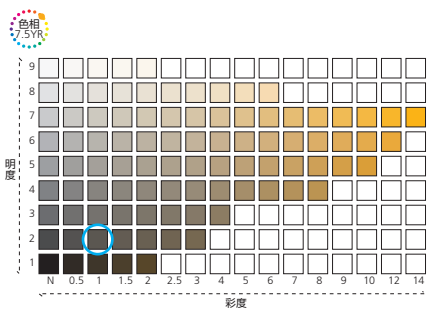
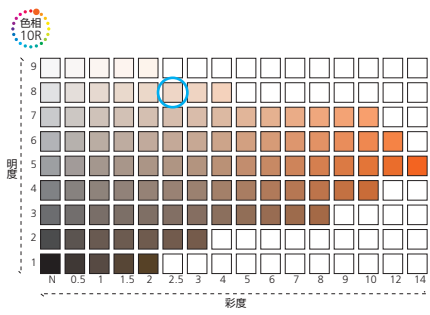
例えば、原爆ドームの外壁（レンガ）は10R4.0/5.0、不動院金堂の屋根は7.5YR2.0/1.0です。



原爆ドームの外壁（レンガ）  
じゅうアール よんの ご  
**10R 4.0 / 5.0**  
色相 明度 彩度



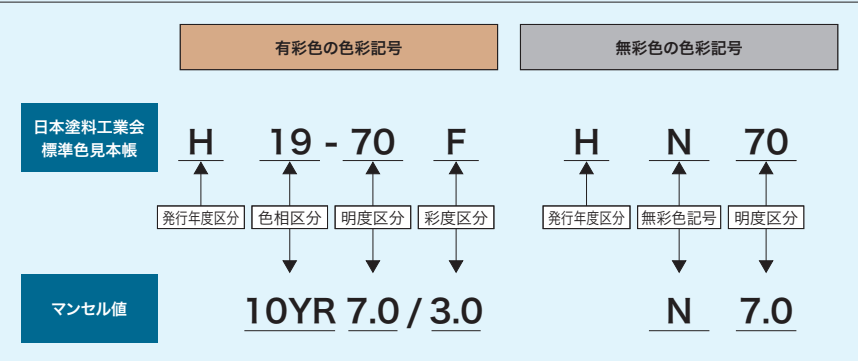
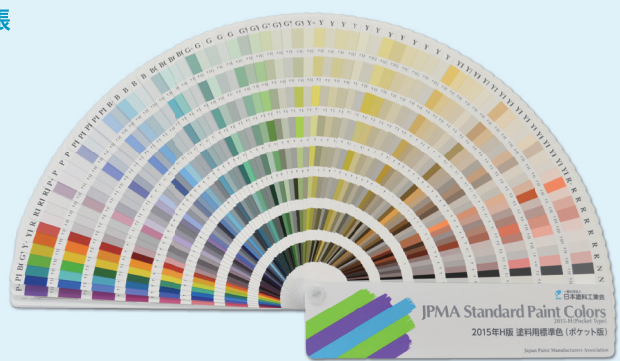
不動院金堂の屋根  
ななてんごワイアール にのいち  
**7.5YR 2.0 / 1.0**  
色相 明度 彩度



マンセル値を測る身近な道具—塗料用標準色見本帳

マンセル表色系で色彩を表すためにはある程度の慣れが必要ですが、近年では建材や塗料のサンプルにマンセル値が書き添えられているケースが増えてきました。

また、(社)日本塗料工業会が発行する塗料用標準色の見本帳にはすべての色彩にマンセル値が記入されており、使用したい色彩のマンセル値を容易に調べたり、類推することができます。この見本帳は、建築物や構造物、景観設備などの塗装によく使われる色を選定して収録しているため色彩計画の道具としても大変便利です。



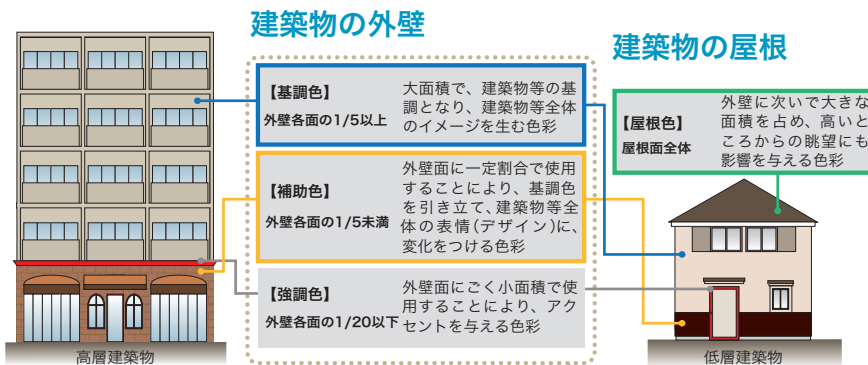
このガイドラインでは、発行年度区分を省略して表記しています。見本帳の内容は2年に一度改訂されます。

| 色相         | 色相区分 | マンセル色相 | 色相         | 色相区分 | マンセル色相 | 明度区分 | マンセル明度 | 彩度区分 | マンセル彩度 |
|------------|------|--------|------------|------|--------|------|--------|------|--------|
| R<br>(赤)   | 02   | 2.5R   | BG<br>(青緑) | 52   | 2.5BG  | 95   | 9.5    | A    | 0.5    |
|            | 05   | 5.0R   |            | 55   | 5.0BG  | 92   | 9.2    | B    | 1.0    |
|            | 07   | 7.5R   |            | 57   | 7.5BG  | 90   | 9.0    | C    | 1.5    |
|            | 09   | 10R    |            | 59   | 10BG   | 85   | 8.5    | D    | 2.0    |
| YR<br>(黄赤) | 12   | 2.5YR  | B<br>(青)   | 62   | 2.5B   | 80   | 8.0    | F    | 3.0    |
|            | 15   | 5.0YR  |            | 65   | 5.0B   | 75   | 7.5    | H    | 4.0    |
|            | 17   | 7.5YR  |            | 67   | 7.5B   | 70   | 7.0    | L    | 6.0    |
|            | 19   | 10YR   |            | 69   | 10B    | 65   | 6.5    | P    | 8.0    |
| Y<br>(黄)   | 22   | 2.5Y   | PB<br>(青紫) | 72   | 2.5PB  | 60   | 6.0    | T    | 10.0   |
|            | 25   | 5.0Y   |            | 75   | 5.0PB  | 55   | 5.5    | V    | 12.0   |
|            | 27   | 7.5Y   |            | 77   | 7.5PB  | 50   | 5.0    | W    | 13.0   |
|            | 29   | 10Y    |            | 79   | 10PB   | 40   | 4.0    | X    | 14.0   |
| GY<br>(黄緑) | 32   | 2.5GY  | P<br>(紫)   | 82   | 2.5P   | 30   | 3.0    |      |        |
|            | 35   | 5.0GY  |            | 85   | 5.0P   | 20   | 2.0    |      |        |
|            | 37   | 7.5GY  |            | 87   | 7.5P   | 10   | 1.0    |      |        |
|            | 39   | 10GY   |            | 89   | 10P    |      |        |      |        |
| G<br>(緑)   | 42   | 2.5G   | RP<br>(赤紫) | 92   | 2.5RP  |      |        |      |        |
|            | 45   | 5.0G   |            | 95   | 5.0RP  |      |        |      |        |
|            | 47   | 7.5G   |            | 97   | 7.5RP  |      |        |      |        |
|            | 49   | 10G    |            | 99   | 10RP   |      |        |      |        |

## 2 景観色彩ガイドラインの対象

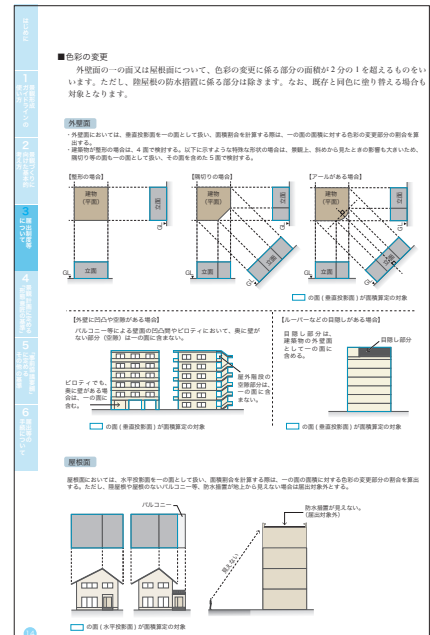
### (1) 対象部位について

色彩の基準は、建築物の外壁、屋根、工作物の外観についてマンセル値による使用可能な色彩の範囲を定めています。また、このうち、建築物の外壁については、外観における面積比により「基調色」「補助色」「強調色」に分けて色彩の使用可能範囲等を定めています。建築物等の色彩は、基調色の印象とそれに組み合わせて用いる補助色や強調色との配色効果によって大きく変化します。各部の色彩が基準に適合しているかどうかのチェックと併せて、各部の色彩の組合せについても慎重に計画してください。なお、色彩に係る面積の算定方法については、広島市景観形成ガイドライン (P14) を参照してください。



基調色、補助色、強調色の定義

### 一の面の面積算定方法



広島市景観形成ガイドライン P14 より

### (2) 色彩基準の適用を受けない場合がある建築物・工作物等について

次に挙げるような建築物・工作物等のうち、一定の協議を経てその色彩の合理性が確認できるものについては、色彩基準の適用を受けない場合があります。詳細については窓口で相談してください。



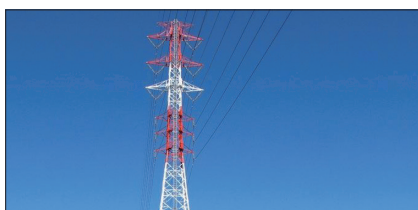
#### 自然素材等<sup>※</sup>を用いる場合

- ・木材、土壁、漆喰、地場の石材などの自然素材や、意図的な着色を施していないガラス、金属、レンガなどの素材本来の色彩は、色彩基準の適用を受けない場合があります。なお、ほとんどの自然素材は、各地区・区域の色彩基準の範囲内に収まります。



#### 歴史・文化資源など景観資源として定着している場合

- ・特徴的な色使いがランドマークの役割を果たしている景観上重要な建造物や文化財、歴史的な社寺などの建築物等は、現況の色彩を尊重し、それらの色彩が継承できるよう配慮します。(必要に応じて、景観審議会での審議を経る場合もあります。)



#### 他法令で色彩が規定されており色彩基準との整合ができない場合

- ・安全や識別の確保のために、他の法令によって色彩が規定されているものは、色彩基準によらず、法令に則った色彩を用いることができるものとします。

※金色などの有彩色系金属色や表面・中間層などに着色を施したガラスなどは色彩基準に準拠する必要があるほか、その色彩や反射光が周囲に与える影響を十分考慮しながら用いることが必要です。

#### その他、地域の景観形成に資する場合

- ・景観審議会での審議などを経て、景観上の配慮や公益的な空間づくりがなされ、街並みの形成上支障がないと思われるものについては、特例的に基準外の色を使用できる場合があります。